



福祉目的の食事を 提供される皆様へ

福祉目的の事業の一環として飲食物を提供する施設の皆様に届出をお願いしています。

福祉目的って??

無料又は安価で、

子どもの孤立対策や居場所づくり等を目的に食事や温かな団らんを提供する（子ども食堂）
認知症のご本人とご家族が身近な場所で集い交流できる場を提供する（認知症カフェ）
食生活の改善等を目的とし、高齢者や障害のある方などに弁当を配達する（配食サービス）
など、営利を目的としないものをいいます。

※対象が不特定多数の場合や実費以外の対価を徴収する場合は、営業許可が必要になることがあります。

なぜ届出をするの？

飲食物を提供するときには、食中毒など、衛生面で気を付けなければならないことがたくさんあります。免疫力の低い子どもやアレルギーのある子ども、高齢者の方々が対象になるこのような施設は、特に注意が必要です。

何に気を付ければいいのかわからない、具体的にどうしたらいいかわからない、何かあったらどうしよう・・・そう思ったことはありませんか？そんなときに相談してください。

届出を受け、どんな場所や設備で実施してるかを確認することで、施設ごとのアドバイスができると考えています。また、国などから食中毒予防や衛生管理に関する情報が入ったときに、速やかにお伝えできるようになります。



何が必要？

届出には、届出書、施設の図面、福祉目的であることを示す書類が必要です。詳しくは、右記までお問い合わせください。

問合せ先

【中央区（※三方原地区以外）】

保健所生活衛生課

浜松市中央区鴨江二丁目11番2号

TEL：053-453-6114 FAX：050-3737-7512

【中央区（※三方原地区のみ）、浜名北、天竜区】

保健所浜北支所（なゆた浜北内）

浜松市浜名区貴布祢3000番地

TEL：053-585-1398 FAX：053-585-3671

※三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

